

ボアソナード答問録についての試論(3)

阪上, 脩

(出版者 / Publisher)

法政大学教養部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学教養部紀要. 外国語学・外国文学編 / 法政大学教養部紀要. 外国語学・外国文学編

(巻 / Volume)

108

(開始ページ / Start Page)

309

(終了ページ / End Page)

317

(発行年 / Year)

1999-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004803>

ボアソナード答問録についての試論Ⅲ⁽¹⁾

阪 上 脩

「ボアソナード答問録についての試論」(法政大学第一教養部紀要36号)において、この手書きノートに見られるフランス語のスペルの誤りや性数の誤りなどを論じた。本稿においては、ボアソナード答問録の全文をテキストデータベース化し、フランス語のスペルチェックのできるソフトをもちいて答問録のスペルの誤りをすべてチェックし、検討を加える。またスペルのみならず、冠詞や形容詞の性数の誤りもチェックし、誤りの原因をさぐり、明治初期の日本人が外国語をどのように理解したかを調べ、外国語文法に関する知識が少ない状況のなかで、日本語と異なる文法構造をどう理解したかを調べることにより、明治初期の日本人の言語構造を究明したい。

まずボアソナード答問録中の誤りの数をつぎの表に示す。

accent aigu の欠如	212
accent grave の欠如	31
accent circonflexe の欠如	19
男性女性の誤り	70
つづりの誤り	146
単数複数の誤り	107
動詞の活用の誤り	12
フランス語の聞き取りの誤り	6
動詞の不定法の誤り	4
トレデュニオンの欠如	7
エリジオンの誤り	4
文字欠落	7
文法的誤り	7

この表を見ても明らかなように、accent の誤りが圧倒的に多く、しかもそ

の大部分が accent aigu の欠如である。これにはいくつかの原因が考えられる。

1. é のアクセントは、見落としやすい。
2. 動詞の過去分詞の é が筆記者に理解されていない。明治初期の日本人にとって、過去分詞というもの自体がわかりにくいものであったろうし、それが複合過去になったり、形容詞になったりすることは、さらにわかりにくいことであったにちがいない。
3. e に accent aigu をつける規則が理解されていない。子音と母音の関係から e accent aigu の必要が生じるのだが、子音とか母音というものの自体がこの筆記者にはわかっていなかったのではないだろうか。e accent aigu が必要でないところに、しばしば accent がつけられており、accent をつけるべきか、どうか、まよっているようにも見受けられる。

* 動詞の活用の誤り

頁 誤

27⁽²⁾ (...) la loi les désignes, les personnes peuvent toujours être entendues (下線筆者)

正

(...) la loi les désigne, les personnes peuvent toujours être entendues,

これは les につられて動詞 désigne に s をつけたのではないかと推察される。したがって désigner という動詞の活用した形だという意識はなく、désigne を名詞と考え、les という複数冠詞がついているので、s をつけて複数の名詞としたのではないだろうか。

主語が三人称単数 il であるにもかかわらず、動詞が三人称複数 peuvent になっているケースがある。

* 単数形と複数形の誤り

頁 誤

38 (...), peuvent-il être tenu d'avouer son crime, c'est à dire porter témoignage contre lui même, (下線筆者)

正

(...), peut-il être tenu d'avouer son crime, c'est à dire porter témoignage

nage contre lui même, (...)

これは、うっかり書き間違えたものではなく、動詞 *pouvoir* の活用を知った上での誤りである。動詞 *pouvoir* の活用は知っているけれども、*peuvent* が三人称複数の活用であることは、知らない。これは奇妙なことである。文法書で初級文法を学べば、すぐわかることであるが、明治初期の人々は、初級文法を順を追って学ぶということはしなかったのであろう。また三人称複数ということも、なかなか理解しにくいことであつたに違いない。

* スペルの誤り

頁 誤

38 (...); je preuve ici qu'elle n'est pas plus légitime.

正

(...); je prouve ici qu'elle n'est pas plus légitime.

prouve をこの筆記者は、*preuve* と書いているところが数カ所あり、これについては、「ボアソナード答問録についての試論Ⅱ」⁽³⁾のなかで指摘した。この筆記者は、規則動詞の一人称単数現在などということは、あまり考えず、むしろ証拠という意味の *preuve* が頭にあつて、その記憶からこのように書いたのではないだろうか。

* 接続法の誤り

頁 誤

38 (...), elle le traite lui-même comme complice ou co-auteur avant qu'il s'ait jugé coupable.

正

(...), elle le traite lui-même comme complice ou co-auteur avant qu'il soit jugé coupable.

この誤りはなかなか複雑である。まずボアソナードが、*soit* と言ったのを、*s'ait* とまちがって書き取っている。ところが、このまちがいは単純ではない。*ait* というのは *avoir* の接続法であり、*avant que* のあとは、接続法を使うこ

とになっているので、筆記者は接続法を知っていたことになる。しかし *s'ait* というふうには使われないことは、知らなかったらしい。代名動詞は、複合過去にするときは、*être* を使い、*avoir* は使わないということも、知らなかったらしい。代名動詞などというのは、日本語にも英語にもなく、日本人には、実に理解しにくいものである。しかも代名動詞が活用すると、さらに面倒になるので、明治初期の日本人にとっては、フランス語文法書で読んでも、なかなか理解できないものであったことは、容易に想像できる。しかし他の箇所では、代名動詞の複合過去を正しく書いてあり (p. 21 *le cas ne s'est jamais présenté à ma connaissance.*)、代名動詞を知らなかったわけではない。ただ複合過去にするときは、*avoir* を使わない、ということを知らなかったのではないだろうか。

* 過去分詞と不定法の誤り

頁 誤

40 (...), le juge qui l'interroge à toujours soin de l'avertir, à chaque question, qu'il ait à prendre garde de s'accusés lui-même.

正

(...), le juge qui l'interroge à toujours soin de l'avertir, à chaque question, qu'il ait à prendre garde de s'accuser lui-même.

これも代名動詞の誤りである点で、上の例と似ている。ただこのケースは、複合過去ではなく、不定法である。動詞の不定法にすべきところを過去分詞にして *s* をつけるという誤りは、他にも見られる。また不定法にすべきところを三人称単数現在にしている例もある。

* 不定法の誤り

頁 誤

41 (...), le désir de saue de la peine un fils ou un père, un époux, un frère ou un ami, et celui qui s'est faussement dénoncé peut subir la peine à la place de celui qu'il a voulu sauver.

正

(...), le désir de sauver de la peine un fils ou un père, un époux, un

frère ou un ami, et celui qui s'est faussement dénoncé peut subir la peine à la place de celui qu'il a voulu sauver.

sauve の r を落としているのは、うっかり書き落したのか、あるいは不定法を知らなかったのかは、この文面からはわからない。しかし後の方で sauver と正しく書いているから、不定法は知っていたといえる。

* 接続法の誤り

頁 誤

56 A l'égard des lois, qui pourraient causer dommage aux particuliers je n'ait pas besoin de dire q'elle ne pourraient donner lieu à aucune indemnité: (...)

正

A l'égard des lois, qui pourraient causer dommage aux particuliers je n'ai pas besoin de dire q'elle ne pourraient donner lieu à aucune indemnité: (...)

ここで接続法にしなければならない理由はなく、何故 ait と t をつけたのか、はわからない。うっかり t をつけてしまった、というのも考えにくい。初級文法の学習順序から見れば、直説法 ai を接続法 ait よりも先に学ぶから、ai を知っていて、ait を知らないということは、あり得ることだが、明治初期の人たちは、そのような順序で初級文法を学んでいないので、ait よりも ai の方をよく知っているだろうという推測は成り立たない。

* 過去分詞と不定法の誤り

頁 誤

69 (...), les particuliers ne peuvent s'en arroger (s'en attribué) les avantages, ...

正

(...), les particuliers ne peuvent s'en arroger (s'en attribuer) les avantages, ...

これは複雑な誤りである。attribué と過去分詞にした理由がよくわからない。直前に arroger という動詞の不定法があるから、これも不定法にすることが、前後の文脈から類推されるのだが……。さらに attribué という過去分詞をこのように使うのは、文法的には誤りである。ボアソナードが s'en attribuer といったのを s'en attribué と筆記したのであるから、筆記者は聞き取りだけは一応できていたことになる。しかし s'attribuer (私物化する) という代名動詞を知っていたかどうか、はわからない。

* 不定法の誤り

頁 誤

74 (...). Mais le ministre de l'intérieur seul peut les interdires tout à fait.

正

(...). Mais le ministre de l'intérieur seul peut les interdire tout à fait.

interdire に s をつけたのは、おそらく前の les にあわせて複数の s をつけたのであろう。したがって筆記者は interdire を名詞と考えていたのかもしれない。同じような誤りは、27ページにも見られた。

* 過去分詞の誤り

頁 誤

76 Les principales mesures prises par la loi pour obetenir ce résultat sont emprunties à l'ancienne loi des Romains:

正

Les principales mesures prises par la loi pour obetenir ce résultat sont empruntées à l'ancienne loi des Romains:

emprunter (借用する) の過去分詞の誤りである。ti と té の発音は、日本人の耳には、聞き分けにくいものであるから、このような誤りが生じたのだろう。しかし過去分詞に女性複数の es がつけられており、これはずっと前の主語 mesures の性数に一致するものであるが、筆記者は、それをよく知っており、この文章の意味もよく理解していたといえる。

* 単数形と複数形の誤り

頁 誤

79 Souvent, celui qui a des marchandises à vendre ne serait pas en position de connaître ce qui veulent en acheter, (...)

正

Souvent, celui qui a des marchandises à vendre ne serait pas en position de connaître ce qui veut en acheter, (...)

これは、ボアソナードが *veut* といったのを、筆記者が *veulent* と書いたのであるから、筆記者は *vouloir* の三人称複数形を知っていたと考えられる。またこの文章の意味も理解していたにちがいない。ただこれを単数にすることを知らなかったのだろう。単数と複数の誤りは、他にも沢山あり、明治初期の人にとっては、理解しにくいものであったにちがいない。

* 過去分詞と不定法の誤り

頁 誤

88 Je n'ai pas répondre sur ce point qu'à la question de nationalité.

正

Je n'ai pas répondu sur ce point qu'à la question de nationalité.

過去分詞を使うべきところに不定法がつかわれている例は、他にもあり、また逆に不定法を使うべきところに過去分詞がつかわれている例もある (p. 40 *s'accusés* → *s'accuser* p. 69 *attribué* → *attribuer*)。それでは、過去分詞や複合過去を筆記者は知らなかったのか、というと、そんなことはなく、他の箇所では、過去分詞も複合過去も正しく書かれている。これが明治初期の人たちの文法知識の理解しにくい点である。すなわち、複合過去を正しく理解していれば、*Je n'ai pas répondre* とは書かないはずなのであるが、こういう誤りが生じるのは、複合過去の理解の仕方が、われわれと違う、ということであろう。

以上の動詞活用の誤りを表にすると、つぎのようになる。

頁	誤	正	
40	s'accusés	s'accuser	} 過去分詞と不定法の誤り
69	attribué	attribuer	
88	ai pas répondre	ai pas répondu	
76	emprunties	emprunté	} 過去分詞の誤り
38	peuvent-il	peut-il	} 単数複数の誤り
79	veulent	veut	
38	s'ait	soit	} 接続法の誤り
56	ait	ai	
41	sauve	sauver	} 不定法の誤り
74	interdires	interdire	
27	désignes	désigne	} 動詞活用の誤り
38	preuve	prouve	} スペルの誤り

この表に見られるとおり、過去分詞の誤りが多い。これについては、*accent aigu* の欠如のところでも述べたが、過去分詞というものが、明治初期の人には理解しにくかったのではないと思われる。過去とか現在ではわかるとしても、分詞となると、日本語にはないものであり、しかも *accent aigu* という見落とししやすい点をともなっており、分詞の概念がつかみにくいうえに、見落としという誤りを生じやすい。

過去分詞については、われわれは文法書の説明を読めば、その概念がつかめるが、明治初期には日本語で書かれたフランス文法書もなく、フランス語で書かれた文法書も少なかっただろうし、仮にそれを読んだとしても、*participe* (分詞) の訳語もなく、なかなかその概念がつかみにくかったであろう。その結果、過去分詞の誤りが多く生じるということになったのではないだろうか。

明治初期の人たちの外国語理解を考えるうえで、つねに留意しなければならないのは、日本語で書かれた文法書の不備ということである。文法に関する情報が少ないため、ほとんど手さぐりで外国語を読むという作業がおこなわれており、あるいは漢文の素読のように、「読書百遍意おのずから通ず」というやり方で外国語に接していたのではないか、と思われる。この点をどう考えるかが、明治初期の人たちの外国語理解を考えるうえでの重要なポイントとなるであろう。

《注》

- (1) 「法律学の夜明けと法政大学」(法政大学出版局刊) p. 230
- (2) 「ボアソナード答問録」(法政大学出版局刊) p. 27
- (3) 「ボアソナード答問録についての試論Ⅱ」法政大学第一教養部紀要41号 p. 3